

千葉県国民健康保険作業部会開催要領

1. 趣 旨

この要領は、千葉県国民健康保険作業部会設置要綱に基づき、作業部会における協議事項等の必要な事項を定める。

2. 協議事項

- (1) 国民健康保険運営方針に関する事項
- (2) 国民健康保険の財政運営に関する事項
- (3) 国民健康保険の事務処理標準化に関する事項
- (4) その他

3. 組 織

(1) 構成団体

別表に掲げる団体を基本とする。

(2) 参加者の職位

係長級または実務担当者を基本としつつ、各団体において、協議事項を検討するにふさわしい適任者を選出するものとする。

4. 事 務 局

作業部会の事務局は、千葉県保険指導課国保運営室が行う。

附 則

この要領は、平成30年11月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年〇月〇日から施行する。

別 表

[変更前]

	国保運営作業部会			(参考) 千葉県国民健康 保険連携会議
	財政運営	事務処理標準化	運営方針	
千葉市 (政令市)	1	1	1	2
千葉支部 (千葉市除く)	1		1	
東葛飾支部	2	2	2	4
印旛支部	1	1	1	2
香取支部		1	1	1
海匝支部	1		1	1
山武支部		1	1	1
長生支部	1		1	1
夷隅支部		1	1	1
君津支部	1		1	1
安房支部		1	1	1
千葉県国民健康保険団体連合会	1	1	1	1
千葉県	1	1	1	1
計	1 0	1 0	1 4	1 7



[変更後]

	国保運営作業部会	(参考) 千葉県国民健康保険連携会議
千葉市 (政令市)	1	2
千葉支部 (千葉市除く)	1	
東葛飾支部	3	4
印旛支部	1	2
香取支部	1	1
海匝支部	1	1
山武支部	1	1
長生支部	1	1
夷隅支部	1	1
君津支部	1	1
安房支部	1	1
千葉県国民健康保険団体連合会	1	1
千葉県	1	1
計	1 5	1 7